

## 研究会の設置に関する規程

(平成24年4月13日規程第8号)

(目的)

**第1条** この規程は、日本組織内弁護士協会定款第61条2項に基づき、研究会の組織、権限及び議事手続等に関し必要な事項を定める。

(研究会の設置)

**第2条** 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、研究会を置くことができる。

(研究会の設置目的等)

**第3条** 研究会の設置目的、組織及び権限は別途規則により定める。

(研究員)

**第4条** 研究会は研究員によって構成される。

2 会員は自らの希望によりいつでも研究員となることができる。

(委員の任期等)

**第5条** 研究員に任期は設けない。

(正副座長)

**第6条** 研究会に座長1人および副座長若干人を置く。

2 座長および副座長は、研究員がこれを互選する。

3 座長および副座長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(正副座長の職務)

**第7条** 座長は、研究会を総理し、副座長は座長を補佐する。

2 座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、副座長が、あらかじめ座長の定める順序により、座長の職務を行う。

(招集)

**第8条** 研究会は、座長が招集する。

(規則への委任)

**第9条** この規程で定めるもののほか、研究の実施に関する必要な事項は、規則で定める。

## 附則

**第1条** この規程は、平成24年4月13日から施行する。